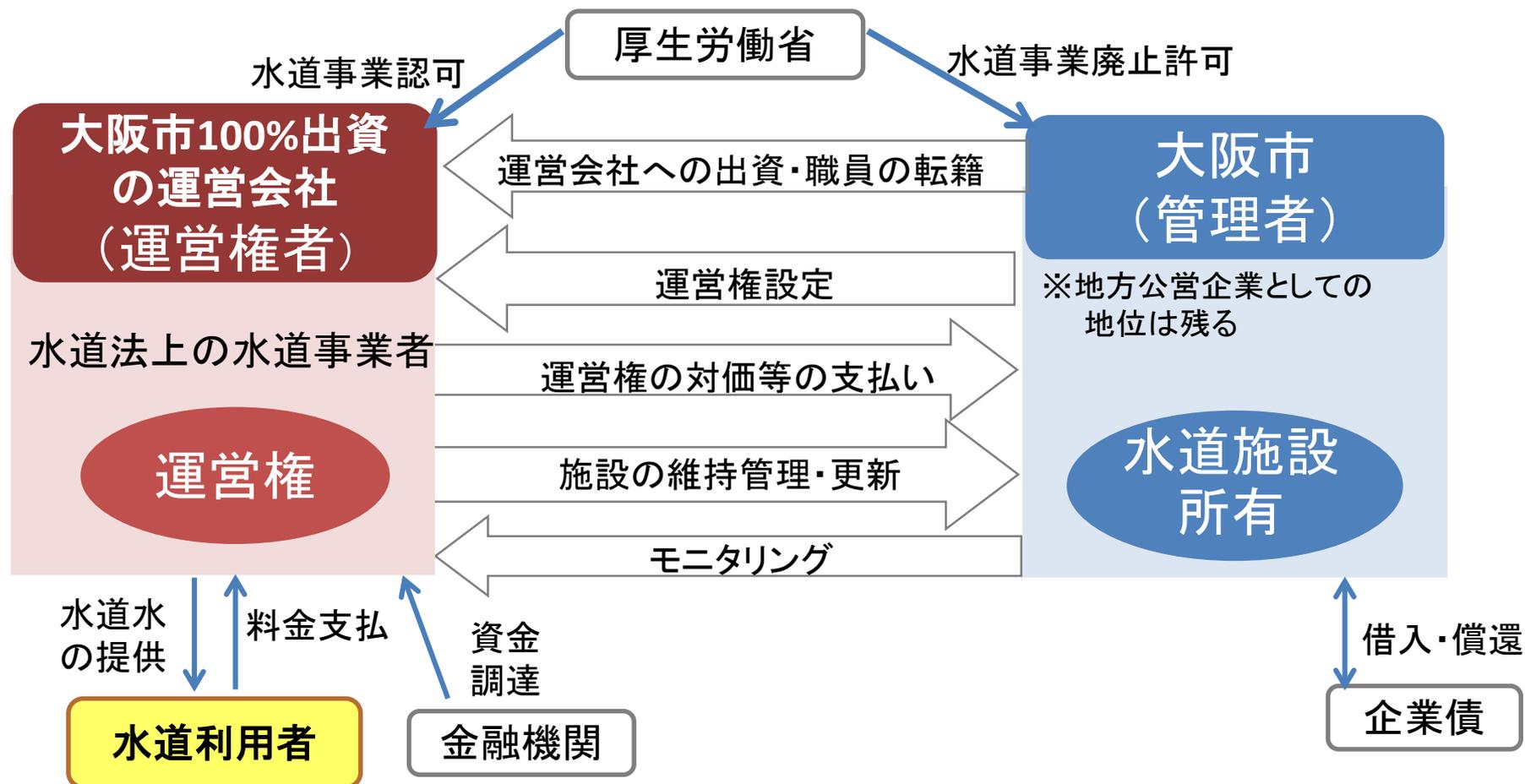


# 1. 大阪市水道事業が検討中の運営権制度活用スキーム

- 大阪市＝施設保有者として公の施設（地方自治法）を所有し、運営権を民間事業者へ付与
- 民間事業者＝水道事業認可を取得し、料金の直接収入から維持管理、施設更新まで認可上認められた水道事業を実施



## 2. 本市のスキームを前提とした関係府省との整理内容

整理事項	関係府省	関係府省との協議に基づく整理内容
水道事業認可	厚労省	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営権者が水道事業認可を取得し、市の認可は廃止</li> </ul>
国庫補助等	厚労省	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の施設復旧は、引き続き国庫補助の対象となる</li> </ul>
水道施設の位置づけ	総務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が所有する水道施設は引き続き「公の施設」となる</li> </ul>
市に残る事業	総務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>「地方公営企業法上の水道事業」に該当する</li> </ul>
市の企業債の取り扱い	総務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>既発企業債は、繰り上げ償還をする必要がない</li> <li>運営権者が行う更新投資に対して、市が一部を負担した場合、市は負担財源を企業債にて賄うことが可能</li> </ul>
指定管理者制度との併用	厚労省 総務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者の指定を行う必要はない</li> </ul>
水利使用許可の取扱い	国交省	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設を保有する本市が申請及び許可の主体となる</li> </ul>

など

### 【今後の推進に向けた課題】

- 公から民へ事業主体を変更することへの市民不安の払しょく
- 新たに発生する法人税負担に対する軽減措置の創設
- 自治体と運営権者の権利・義務関係等を法制的に明確化